

事務連絡  
令和4年2月1日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（事務連絡）

令和4年1月31日、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第20号）が別紙のとおり公布され、令和4年4月1日から施行することとされたところです。

本件省令改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び児童福祉法に基づく通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）について、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の附則の条ずれに対応する形式的な改正を行ったものです。

その趣旨及び主な内容等について十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本省令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いいたします。